

平成 29 年度～平成 31 年度
OSAKAしごとフィールド運営委託事業
企画提案公募 仕様書

1 委託事業名称

OSAKAしごとフィールド運営委託事業

《内訳》

- (A) OSAKAしごとフィールド運営事業
- (B) 女性・若者働き方改革推進事業
- (C) 企業主導型保育推進事業
- (D) 公共職業訓練事業

2 本事業の趣旨・目的

大阪府では、平成 25 年 9 月に総合就業支援施設「OSAKAしごとフィールド」を設置し、若者、女性、中高年齢者、障がい者等の就業を支援するとともに、中小企業の人材確保に取り組んできたところである。この間、労働市場の大幅な改善がみられたが、それでもなお、就職を希望するにもかかわらず就職につながらない、もしくは就職しても継続して就業することができない求職者の存在など、様々な課題が顕在化してきた。

また、人口減少社会において中小企業における人材不足は深刻な状況にあり、特に「製造」「運輸」「建設」業界の人材確保は喫緊の課題となっている。

このため、平成 29 年度以降の OSAKAしごとフィールドでは、そういった社会環境の変化や中小企業のニーズを的確に把握し、新たな政策課題に対応する支援策を研究するとともに、先駆的に課題解決に取り組むこととしている。そのためには、大阪府がこれまで蓄積してきた就職支援のノウハウだけでなく、民間事業者の知識やノウハウも最大限に活用し、大阪府と民間事業者が協働しながら調査・研究を行い、課題解決を図っていくことが必要である。

そこで、平成 29 年度から平成 31 年度まで OSAKAしごとフィールドで実施するセミナーや広報の企画、公共職業訓練の実施、データベースシステム開発・運用等について、民間事業者の知識やノウハウを活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

3 履行期間

平成 29 年 5 月 1 日（予定）～平成 32 年 3 月 31 日

※ただし、「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」及び「(C) 企業主導型保育推進事業」については、平成 29 年 5 月 1 日（予定）から平成 30 年 3 月 31 日まで。また、「(D) 公共職業訓練事業」については、毎年度、国との協議が成立することを前提とする。

4 所在地及び名称

〔所在地〕 大阪市中央区北浜東3番14号

大阪府立労働センター（エル・おおさか）本館2階、3階

※業務ごとのおおまかなスペースの配置は、別添1「エル・おおさか2階・3階平面図」によること。

〔名称〕 OSAKAしごとフィールド

5 委託上限額

(1) OSAKAしごとフィールド運営委託事業のうち「(D) 公共職業訓練事業」以外

※商工労働部雇用推進室就業促進課において契約

291,149,199円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【各年度の委託上限額】

■平成29年度（平成29年5月1日（予定）～平成30年3月31日）

130,927,231円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

《内訳（個別事業の上限額）》

(A) OSAKAしごとフィールド運営事業	84,802,623円
(B) 女性・若者働き方改革推進事業	28,445,148円
(C) 企業主導型保育推進事業	17,679,460円

■平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

80,110,984円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

■平成31年度（平成31年4月1日～平成32年3月31日）

80,110,984円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※(A)～(C)の事業はいずれも平成31年度まで実施する予定であるが、平成30年度及び平成31年度の委託上限額は(A)事業分のみであり、(B)及び(C)事業の分は含まれていない。(B)及び(C)の事業にかかる平成30年度以降の契約については未定であり、継続される場合においても、事業の実施効果、予算の状況等により再度公募を行うことがある。

(2) OSAKAしごとフィールド運営委託事業のうち「(D) 公共職業訓練事業」

※商工労働部雇用推進室人材育成課において契約

1,944,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※(D)の事業は平成31年度まで実施する予定であるが、上記金額は平成29年度分のみであり、平成30年度及び平成31年度の実施については、国との協議が成立することを前提とする。また、平成30年度以降の契約については未定であり、継続される場合においても、事業の実施効果、予算の状況等により再度公募を行うことがある。

6 事業概要

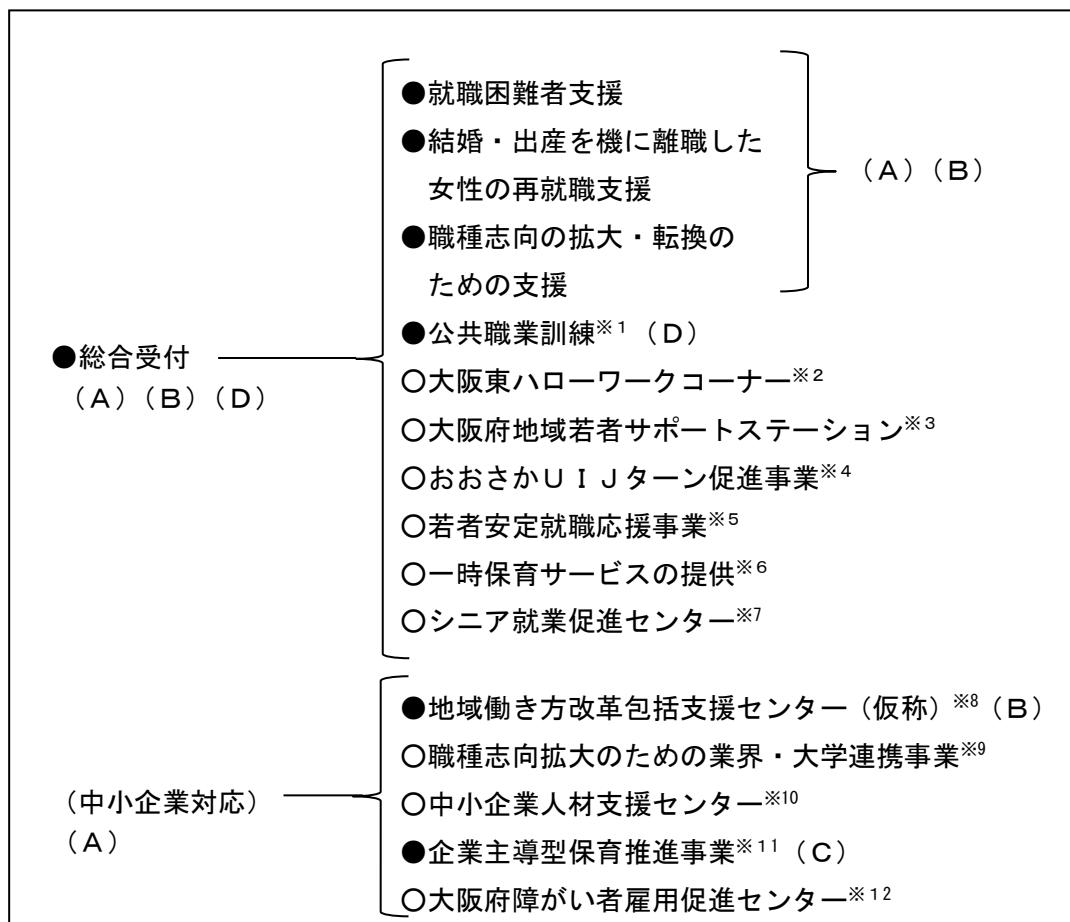
(1) OSAKAしごとフィールド運営委託事業の全体像

OSAKAしごとフィールド運営委託事業は、大きく分けて以下の4つの事業で構成されており、これらの事業を組み合わせ、求職者の就業・定着支援や企業の人材確保支援を効果的・効率的に実施する。

- (A) OSAKAしごとフィールド運営事業
- (B) 女性・若者働き方改革推進事業
- (C) 企業主導型保育推進事業
- (D) 公共職業訓練事業

また、下記に示す「OSAKAしごとフィールドの主な構成」のように、OSAKAしごとフィールドを構成する事業は上記4事業以外にもあるため、それらの事業の実施主体と協働しながら事業を実施する必要がある。

【OSAKAしごとフィールドの主な構成】 ●は本事業委託により運営する機能



《参考》

※1 「公共職業訓練（前述D）」

大阪府委託訓練事業の受託事業として実施するもの。（本事業の一部として実施）

※2 「大阪東ハローワークコーナー」

大阪府と大阪労働局（ハローワーク大阪東）との一体的実施によるもの。

（本事業には含まれない）

※3 「大阪府地域若者サポートステーション」

民間事業者等が厚生労働省からの受託事業として実施するもの。（本事業には含まれない）

なお、厚生労働省による事業者選定の状況によってはOSAKAしごとフィールドの機能としてではなく、外部の連携事業となる可能性がある。

※4 「おおさかUターン促進事業」

東京圏の優秀な人材と府内中小企業の結びつけを促進する事業。

（本事業には含まれない）

※5 「若者安定就職応援事業」

金融機関との連携による就職支援を実施し、若者と中小企業を結びつける事業。

（本事業には含まれない）

※6 「一時保育サービスの提供」

働くママ応援コーナー〔用語集 No. 1 参照〕の利用者に対して、就職活動中に一時的に子どもを預るサービスを提供する保育事業者との調整を図るもの。（本事業には含まれない）

※7 「シニア就業促進センター」

大阪府及び関係団体で組織する「大阪府高齢者就業機会確保地域連携協議会」が厚生労働省からの委託事業として実施するもの。相談機能（高齢者への就業アドバイス）、意識啓発（高齢者の活躍促進に資する意識啓発セミナーの実施）、職域拡大実践（高齢者の新たな職域拡大につながる就業機会の提供）をもって、高齢者の就業支援を展開する。（本事業には含まれない）

※8 「地域働き方改革包括支援センター（仮称）」

地方創生推進交付金を活用し、「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」として実施するもの。（本事業の一部として実施）

※9 「職種志向拡大のための業界・大学連携事業」

大阪府内の中小企業（人材確保に課題を抱える「製造」「運輸」「建設」業界中心）への就職を進めていくために、東京圏在住や大阪府内の大学1～3回生に職種志向〔用語集 No. 2 参照〕拡大の動機付けができるよう、府内中小企業と大学との連携を強化しインターンシップの機会等を増やすとともに、中小企業の魅力情報発信の取組みを産学官で推進するもの。（本事業には含まれない）

※10 「中小企業人材支援センター」

OSAKAしごとフィールドにおける中小企業支援拠点。

（本事業には含まれない）

※11 「企業主導型保育推進事業（前述C）」

公益財団法人児童育成協会から大阪府への委託により実施する事業。

（大阪府からの再委託により、本事業の一部として実施）

※ 1 2 「大阪府障がい者雇用促進センター」

障がい者雇用を促進するため、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 84 号）（ハートフル条例）の運用をはじめ、事業主に対して雇用機会の拡大と障がい者の就労定着の取組みを誘導・サポートする大阪府の直営[用語集 No. 3 参照]事業。（本事業には含まれない）

（2）実施場所・開館時間

① 実施場所（上記 4 で大阪府が指定する場所）

大阪府立労働センター（エル・おおさか）本館 2 階及び 3 階のうち、以下の施設を無償貸与する。

〔2 階〕 607. 48 m²（大阪東ハローワークコーナーで使用する面積を除く）

（大阪府地域若者サポートステーションで使用する面積を含む）

〔3 階〕 668. 30 m²（若者安定就職応援事業、おおさか U I J ターン促進事業、地域働き方改革包括支援センター（仮称）、中小企業人材支援センター、シニア就業促進センターで使用する面積を含む）

② 開館時間

月曜日～金曜日：9 時 30 分～20 時 00 分

土曜日：9 時 30 分～16 時 00 分

日祝及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休館

※事業の実施にあたり上記以外の時間に開館する必要がある場合は、大阪府と受託事業者によりあらかじめ協議の上で、開館時間を変更することがある。

（3）利用対象者

利用対象者は、就業による経済的自立をめざす方及び人材確保・育成を経営課題と捉える中小企業等全般である。具体的な例は以下のとおり。

- ・ 正社員での就職をめざす若者[用語集 No. 4 参照]
- ・ 働く意欲のある中高年齢者[用語集 No. 5 参照]
- ・ 結婚や出産などを機に離職し、再就職をめざす女性
- ・ 障がい者、精神障がい又は発達障がいの可能性を有する人、難病患者、ひとり親家庭の親、高年齢者[用語集 No. 6 参照]等、働く意欲と能力がありながら就職に困難性を有する者
- ・ 働く能力があるが、就業支援機関を利用するなどの具体的な求職活動を行っていない者（以下、「具体的な求職活動を行っていない者」と記載。）
- ・ 人材の確保・育成に力を入れる中小企業等
- ・ 企業主導型保育事業を活用して、保育施設の設置等をめざす企業等

（4）個別事業の概要

平成 29 年度以降の O S A K A しごとフィールドでは、本事業の受託事業者が大阪府、

ハローワーク大阪東及び中小企業人材支援センター、大阪府地域若者サポートステーションの受託事業者との役割分担のもと、相互に連携して常に効果の最大化を図りつつ、常に研究、評価、修正を繰り返しながら（A）～（D）の事業を実施する。

（A）OSAKAしごとフィールド運営事業

若者、女性、中高年齢者、障がい者（とりわけ精神障がい者と発達障がい者、またはその可能性を有する人）、難病患者等の就職を希望するあらゆる求職者及び具体的な求職活動を行っていない者に対して、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援を行うとともに、就職決定後の定着支援を実施する。なお、求職者支援においては、大阪府や大阪東ハローワークコーナーの実施する下記の事業と密接に連携をとり、一体的に実施する必要がある。

【大阪府の事業】

（求職者支援）

〈振り分け[用語集 No. 7 参照]〉

- ・利用者[用語集 No. 8 参照]へのインテーク[用語集 No. 9 参照]を通じ、就職準備性[用語集 No. 10 参照]等の状況を把握し、就職準備性が整っている場合は大阪東ハローワークコーナーに誘導するとともに、就職準備性が整っていない等の就職困難性が認められる場合は就職困難者[用語集 No. 11 参照]支援に誘導する等、適切な支援メニューの提案を行う。このため就職支援カウンセラーを2名配置する予定。

〈就職困難者支援〉

- ・就職に困難性を有する利用者に対するカウンセリング（チャレンジカウンセリング※）や定着支援、セミナー等を実施する。このためチャレンジカウンセラー等を3名配置する予定。

※チャレンジカウンセリング

就職に困難性を有する利用者に対し、個々人の特性や職業適性の見極めを行い、就職へのプロセスを支援するカウンセリング。

- ・チャレンジカウンセリングと連動しながら、就職に困難性を有する利用者に対する職業適性検査等の心理アセスメント[用語集 No. 12 参照]、自己理解や障がい受容[用語集 No. 13 参照]のための支援等を行う心理カウンセラーを1名配置するとともに、社会生活上の問題をアセスメントし、社会資源に関する情報提供、社会資源の利用が必要な場合の適切な社会資源の選定及び連絡調整等を行う相談支援員（ケースワーカー）を1名配置する予定。
- ・さらに、障がい者を中心とした就職に困難性を有する利用者を対象とした職場体験[用語集 No. 14 参照]先の開拓、職場体験に係る同行支援、モニタリング[用語集 No. 15 参照]、振り返りをチャレンジカウンセラー等と協力して実施する職場開拓支援員を1名配置する予定。

〈ラーニングアドバイス[用語集 No. 16 参照]〉

- ・すべての利用者に対して、公共職業訓練や資格取得に関する知識を有したラーニン

アドバイザーを1名配置する予定であり、公共職業訓練等を希望する利用者に対して、求職者支援給付等の説明や受講手続までのワンストップ支援を行う。

〈結婚・出産を機に離職した女性の再就職支援〉

- ・結婚・出産を機に離職した女性で、保活と就活の一体的な支援を必要とする利用者に対するカウンセリングやセミナー等の企画・運営、定着支援等の実施。このため、就職支援カウンセラーを2名配置する予定。また、OSAKAしごとフィールドと連携して一時保育サービスを提供する保育事業者との調整を図る。

〈地域就労支援事業[P. 41 参照]のバックアップ支援〉

- ・府内各市町村に設置している地域就労支援センター[P. 41 参照]と連携して、地域就労支援センターでは対応困難な求職者に対して、就職支援を実施する。

なお、OSAKAしごとフィールドのカウンセラー等は、支援対象者を限定したり、それぞれの機能のみを担うのではなく、利用者の状況などにより柔軟に業務に携わる。

【大阪東ハローワークコーナーの事業】

(求職者支援)

- ・上記【大阪府の事業】と連携した、利用者に対する就職相談及び「履歴書の書き方」「面接特訓」など基本的な就職スキルに関するセミナーの実施
- ・利用者に対する求人票の交付
- ・職業訓練に関する相談、受講あっせんの実施（6（1）（D）の職業訓練に限る）

【参考：平成27年度実績】

◎のべ来場者数・新規登録者数[用語集 No. 17 参照]・就職決定者数[用語集 No. 18 参照]

のべ来場者数	33,634人
新規登録者数	14,063人
就職決定者数	8,038人

◎セミナー・イベント実施回数

求職者向けセミナー	1,332回
企業向けセミナー	64回
ミニ面接会	23回

【B】女性・若者働き方改革推進事業

人材確保に課題を抱える業界、特に「製造」「運輸」「建設」業界の労働力不足は顕著である一方、求職者の事務職志向は根強く、需要と供給のミスマッチを起こしている現状である。

そのため、OSAKAしごとフィールドではアクティブカウンセリングという求職者の職種志向の拡大・転換を図る新たな手法を取り入れて、人材を必要とする業界・企業へ利用者を誘導する支援を実施。

併せて、OSAKAしごとフィールド内に「地域働き方改革包括支援センター(仮称)」を設置し、人材確保に課題を抱える「製造」「運輸」「建設」の3業界を中心に、企業における職場環境の整備や業界の魅力発信に向けた支援を行う。

なお、求職者支援及び企業支援においては、大阪府や関係機関の実施する下記の事業と密接に連携をとり一体となって実施する必要がある。

【大阪府の事業】

(求職者支援)

- ・若者(高校生・大学生等学生を含む)や女性を対象に、事務職志向等からの職種志向の拡大や転換を図るためのカウンセリング(アクティブカウンセリング※)を実施するため、アクティブカウンセラーを7名配置する。

※アクティブカウンセリング

大阪府が厚生労働省の雇用対策基金事業を活用して独自に開発した「就職可能性診断[P. 27 参照]」やその他の適性検査を活用し、求職者の「業界に対する視野」を広げるとともに、個々の求職者に必要であれば職場体験(企業の協力により体験先を提供いただく)や職業訓練等を組み合わせ、人材を必要とする業界(企業)に求められる人材を育てる就職支援の新たな手法。(高校生に対しては、アクティブカウンセラーが直接高校におもむき、若者や女性に対しては、OSAKAしごとフィールドにてカウンセリング等の就職支援を実施する。)アクティブカウンセリングは、利用者の意識に働きかける新たなカウンセリング手法であることから、アクティブカウンセラーは、キャリアコンサルタント技能士等の資格を有するとともに、新たな支援手法の研究、実践、検証に取り組む人材を予定している。アクティブカウンセリングにおいては、利用者に3業界の実態を体感・認識いただくことが不可欠であることから、業界や企業と連携して求職者に職場体験等を通じて3業界の魅力伝える。アクティブカウンセラーは、(B)女性・若者働き方改革推進事業の受託事業者と連携して職種志向の拡大・転換を図るセミナー等の企画・運営を行う。

(中小企業支援)

- ・「製造」「運輸」「建設」の3業界の企業を主な対象とした職場環境整備や業界の魅力発信に役立つプログラム(パッションプログラム[P. 28 参照])の開発
- ・開発したプログラムを活用し、コンサルティングやセミナー等を実施。そのため、「地域働き方改革包括支援センター(仮称)」に、コンサルタントを1名配置予定。

※コンサルタント

「製造」「運輸」「建設」を中心とした人材確保に課題を抱える業界に若者や女性の人材を確保する仕組みを構築するため、各業界の働き続けることのできる職場環境の整備や魅力の発信に関する取組みをバックアップするコンサルタント。主な業務として、①各業界の取組みに関する進捗状況の確認等を通じた関係性の構築②環境整備など各業界が実施する取組みに関する助言③人材定着に関するノウ

ハウの提供や先進事例を紹介するためのセミナー等を実施する。社会保険労務士等の有資格者。

- ・企業経営者や人事担当者を対象に、働き続けられる職場環境づくりに関する法律・制度、取組みのメリット、先進事例の紹介など職場環境の改善に向けたセミナーを実施する。(大阪府総合労働事務所にて実施)
- ・労務管理・就業規則等に関して、弁護士、社会保険労務士等の専門家による相談会を実施する。(大阪府総合労働事務所にて実施)

(C) 企業主導型保育推進事業

内閣府において平成 28 年度に創設された「企業主導型保育事業」[用語集 No. 19 参照] について、事業実施団体である公益財団法人児童育成協会より委託を受け、大阪府を中心に京阪神地区の企業等を対象に「企業主導型保育事業」の普及促進及び保育施設の設置に係るPRや相談、コンサルティングを実施する。また、事業所内保育施設を安定的に運営していくためには、利用者の確保が不可欠であり、共同設置や共同利用を希望する企業間のマッチングを実施する。

加えて、企業主導型保育事業を活用した保育施設のネットワークを構築して、企業主導型保育事業により設置された保育施設に関する情報を利用者に対して提供する。

なお、事業の実施においては大阪府が実施する下記の事業と密接に連携をとり一体となって実施する必要がある。

【大阪府の事業】

(商工労働部雇用推進室就業促進課の所管業務)

- ・内閣府及び公益財団法人児童育成協会との連絡調整業務
- ・大阪商工会議所等と連携して実施する保育施設の設置主体と運営主体のマッチング事業等にかかる企画、調整業務

(福祉部子ども室子育て支援課の所管業務)

- ・市町村に対する諸制度及び利用可能な補助金等に関する広報・情報提供
- ・本事業を実施するために必要な社会福祉法人・関係機関との連携・マッチング
- ・質の高い保育の提供に関するセミナー等の実施
- ・大阪府保育士・保育所支援センターを活用した保育士に関する情報提供

なお、福祉部子ども室子育て支援課の所管業務は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に委託して実施する予定。

【参考：平成 28 年度実績（平成 29 年 1 月末時点）】

◎企業主導型保育事業に関する相談件数

内容	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 29 年
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
来所相談	32	39	47	31	30
電話相談	66	200	165	143	136

訪問	1	41	20	29	3
----	---	----	----	----	---

(D) 公共職業訓練事業

OSAKAしごとフィールドの総合就業支援機能を最大限活用して、就職活動に困難性を有する学生等が早期の就職を実現するための職業訓練と就職支援を行う。

なお、訓練の実施においては、大阪府の実施する下記の事業と密接に連携をとり一体となって実施する必要がある。

【大阪府の事業】

- ・ 訓練実施に関する厚生労働省、大阪労働局、ハローワークとの連絡調整業務
- ・ 訓練カリキュラムの策定
- ・ 受講生確保に関する広報、PR

7 委託業務内容、提案事項等

(1) 提案に際して踏まえるべきこと

■事業目標

本事業において、大阪府は下記のとおり事業目標を設定している。

【事業目標】

新規登録者数 年間 14,000 人以上

就職決定者数 年間 8,000 人以上（うちB事業の目標・・・190名以上）

したがって、(2)(A)～(D)の各事業における提案事項については、個別事業の実施に関する提案にとどまらず、受託事業者が大阪府と協働して全体の事業目標を達成するための、効果的かつ効率的な手法としての提案を求める。

事業目標の達成には、7(3)関係施策及び他機関との協働・連携について掲げる各事業を各機関との間で、十分に協議の上、効果的に目標を達成すること。

また、(2)(A)～(D)の各事業において目標数値を設定しているものについては、目標数値以上の提案を行うこととし、それを下回る提案は採択しない。

なお、平成29年度の新規登録者数・就職決定者数は、平成29年4月1日から平成29年4月30日までOSAKAしごとフィールドを運営する受託事業者が達成した数字を含む。(平成29年4月までにOSAKAしごとフィールドにおいて実施されたイベント等での新規登録者について、就職状況の調査を実施し、就職決定者数の実績に含むこと。)

委託料の支払いは、新規登録者数の成果に応じます。(「18. 精算について」参照)

■業務改善

事業実施にあたっては、提案内容を遵守するにとどまらず、大阪府と連携・協議の上、計画・実行・検証・改善を繰り返しながら、効果的かつ効率的に実施すること。

■提案事項

新規登録者数の達成目標を提案してください。

(2) 実施する委託業務の内容及び提案を求める事項

(A) OSAKAしごとフィールド運営事業

(ア) 受付業務

■業務内容

来場者の受付や問い合わせ、カウンセリングやセミナー等の予約業務に対応するため、総合受付を2階に設置し、求職者支援に関する以下の各業務を効率的に行うこと。

・新規登録者の登録業務、利用者の受付業務

※「登録」とは、新規来場者の利用申込書の確認（及び利用申込書に不備があった場合の聞き取り）を行った上で、利用申込書の内容及びサービス提供に必要な情報を、データベースシステムに入力することを言う。この他、新規来場者以外の者の登録については、バックオフィス業務として行う。

※「受付」とは、すでに登録がなされている来場者について、カウンセリング、セミナー等サービス利用の予約等を確認し、担当に取り次ぐことを言う。

・利用者等からの問い合わせへの対応（電話によるものも含む）

・カウンセリング、セミナー等の予約業務

《留意事項》

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく障がい者への合理的配慮の提供義務に適切に対応すること。利用者が手話通訳等コミュニケーション支援を希望した場合にも対応できる体制を構築すること。
- ・求職者自身が新規利用登録や各種セミナー等の受講申込を、パソコン等を使用しているなど、データベースシステムとの連携を図り、受付業務の効率化を図ること。
- ・タブレット等を使用した受付システム（利用者の入退館管理、登録等）の導入が望ましい。
- ・利用者の特性、ニーズに応じた適切な対応を行うこと。
- ・複数の来場者や電話にも対応できる体制を整えること。
- ・企業の方が総合受付に来られた際は、用件により中小企業人材支援センターなど適切な窓口を案内すること。

■提案事項

上記の業務内容を踏まえ、利用者の特性に応じた的確な案内やサービス内容の説明等を実施するための方策（実施手法、人員の配置等）について、具体的に提案してください。

(イ) 施設管理業務

■業務内容

OSAKAしごとフィールドを円滑に運営するため、適切に施設を管理すること。具体的な業務例は以下のとおり。

(業務例)

- ・施設の設営・管理。
- ・使用する物品の維持・管理。
- ・開館、閉館時間にあわせた開錠・施錠等。（中小企業人材支援センターに関わる部分を含む。）
- ・利用者がパソコン等を利用して、履歴書や職務経歴書の作成、求人情報や企業情報を検索できる環境の整備。

《留意事項》

- ・実施場所の電気代、共益費（電気代以外の占有部分にかかる費用）は委託料の中で負担すること。見積もりの作成にあたっては、以下の条件で積算すること。なお、事業実施の際は、大阪府立労働センター（エル・おおさか）の指定管理者と電気代、共益費の費用負担について協議を行うこと。

電気代 (1か月あたり)	128,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
1㎡あたりの共益費 (1か月あたり)	685円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
2階占有部分の面積	607.48㎡（大阪東ハローワークコーナーで使用する面積を除く） （大阪府地域若者サポートステーションで使用する面積を含む）
3階占有部分の面積	668.30㎡（若者安定就職応援事業、おおさかUIJター ン促進事業、地域働き方改革包括支援センター（仮称）、中小企業人材支援センター、 シニア就業促進センターで使用する面積を 含む）

- ・OSAKAしごとフィールドの占有部分は、今後の大阪府の事業実施状況により変更の可能性がある。その際、電気代及び共益費は占有部分の面積に応じた費用

を負担すること。

- ・総合受付の電話番号、Fax 番号については、下記現行のものを引き継ぐこと。なお、名義変更にかかる費用については、受託者が負担すること。

電話番号 : 06-4794-9198

Fax 番号 : 06-6232-8581

- ・セミナールームについては、P. 3~4 記載の関係事業及び大阪府が実施する事業等においても共同で利用することから、利用日時等の調整業務も含む。
- ・若者と中高年齢者の支援を行うスペースは分離して設置すること。
- ・大阪府から貸与する物品は、別添 2「貸与物品一覧（主なもの）」を参照の上、適切に管理すること。
- ・大阪府からの貸与物品と、受託事業者が自ら用意する物品は、明確に区分ができるように管理すること。

■提案事項

上記の業務内容を踏まえ、別添 1「エル・おおさか 2 階・3 階平面図」を参考に、求職者にとって魅力ある施設となるよう、施設内に配置すべき物品、レイアウトなどを具体的に提案してください。

(ウ) 広報業務

■業務内容

本事業の対象は、求職者だけではなく具体的な求職活動を行っていない者も含まれる。このため、広報業務では、対象者の特性を踏まえた広報媒体を選択することに加え、対象者の興味関心を誘い、セミナーやイベント等への参加を強く促すものでなければいけない。

さらに、効率的かつ効果的な広報の実施のため、新たな広報媒体の活用方法を検討し、必要に応じて取り入れること。

具体的な業務は下記のとおり。

- ・リーフレット、チラシ等の各種広報物を必要に応じて作成し、配布すること。配布先は、大阪府が指定する関係機関（別添 3「行政機関への送付によるチラシ等送付先一覧」参照）のほか、効果の高い広報協力先を開拓して実施すること。
- ・リーフレットは、年間 50,000 部以上作成するものとし、チラシについては原則、年間 300,000 部以上作成することとする。
- ・登録者と登録中小企業等[用語集 No. 20 参照]に対し、定期的にメールマガジンを配信（登録者向けは原則として週 1 回以上、登録中小企業等向けは月 1 回以上）すること。なお、登録中小企業等向けの内容については、大阪府及び中小企業人材支援

センターの受託事業者より提供する。((C) 事業に関するセミナー等も含む。)

《留意事項》

- ・ 広報業務の実施にあたっては、(A)～(D)の各事業を含むOSAKAしごとフィールドを構成する各事業と一体的に行うこと。ただし、広報にかかる費用についてOSAKAしごとフィールドを構成する各事業にかかる部分を明確に区分することとし、按分の計算方法については、大阪府の指示に従い、適切に区分すること。
- ・ OSAKAしごとフィールドで実施する各種セミナーやイベントのPR及び関係する国事業や大阪府が指定する事業等について、チラシを作成、設置し、必要に応じて大阪府が指定する関係機関に配布するなど、情報発信に努めること。
- ・ 広報業務の実施にあたっては、求職者（若者、女性、中高年齢者、障がい者等）及び具体的な求職活動を行っていない者の特性に応じた広報媒体とコンテンツを組み合わせた効果的な広報に取り組むこと。
- ・ 求職者の状況を常に分析し、広報の効果を見極めて、費用対効果の高い広報の実施に努めること。また、大阪府と協議しつつ新たな手法による広報に取り組むこと。
- ・ 広報業務の実施にあたっては、広報内容が求職者及び具体的な求職活動を行っていない者に確実に到達し、理解されるように取り組むこと。特に具体的な求職活動を行っていない者に対する広報手法については、確立された手法がないため、従来の手法とは異なった斬新な手法に取り組むこと。
- ・ より効果的な広報となるよう、大阪府から広報の内容や手法について提案することもあるので、真摯に対応すること。
- ・ 大阪府と包括連携協定等を締結する企業等（以下「連携企業等」という。）と連携した広報に取り組むこと。（連携企業等と連携して実施するセミナーやイベント等の広報業務及び連携企業等において作成する広報媒体への原稿作成等に協力することを含む。）
- ・ 大阪府や大阪労働局（大阪東ハローワークコーナー）、連携企業等と連携した広報に取り組むこと。
- ・ 新聞や雑誌、電車の吊り広告、新聞折り込み、街中の電子掲示板等を活用した広報に取り組むこと。
- ・ WEB媒体（Facebook、LINE、Instagram、Twitter等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイト等を活用し、時流に乗った広報を実施すること。
- ・ 活用する広報媒体、特にWEB媒体や動画サイト等は、時勢に応じた選択を行い、新たな媒体についても積極的に取り入れること。
- ・ セミナー等の実施にあたり、参加者が定員に満たないと予測される場合には、大阪府と協議を行うとともに、大阪府の提案に対して真摯に取り組み、集客に向けた広報に努めること。

■提案事項

効果的、効率的な広報を行うための方策（媒体選定の考え方、P.19記載のデータベースシステムの活用、人員配置等）や、新たな広報協力先の開拓、新たな広報媒体の活用方策について提案してください。

特に、直接的な広報だけでなく間接的な波及効果を狙った広報の実施など、リーフレットやチラシの作成・配布に比してより効果的な斬新な広報手法を、求職者（若者、女性、中高年齢者、障がい者等）及び具体的な求職活動を行っていない者の特性ごとに、具体的に提案してください。

（エ）セミナー等の企画・運営

■業務内容

OSAKAしごとフィールドの登録者の獲得、および利用者の就業意欲の喚起や就職活動を支援するために、以下の各業務を効率的に行うこと。

- ・利用者の特性や就職準備性に配慮し、必要なスキルや知識が得られるよう効果的なセミナー等を実施すること。特に、障がい者、精神障がい又は発達障がいの可能性を有する人、難病患者、ひとり親家庭の親、高年齢者等、働く意欲と能力がありながら就職に困難性を有する利用者に対しては、個々人の就職阻害要因を考慮し、個別性に応じた内容にすること。
- ・具体的な求職活動を行っていない者の就業意欲を喚起するためのセミナーを実施すること。
- ・セミナー等は、年間88コマ以上（1コマは50分以上）実施すること。
- ・必要に応じて大阪府やハローワーク大阪東、関係機関と協働し、セミナー等を企画、実施すること。また、利用者への支援プロセスの一環となるよう、大阪府が配置する「チャレンジカウンセラー」等と連携すること。
- ・効果的なセミナー等を実施するために、セミナーの効果測定を実施するとともに、改善を図ること。効果測定の一環として、セミナー実施後はアンケートを実施することとし、速やかにアンケート結果を取りまとめ、大阪府と共有すること。
- ・大阪府と連携して合同企業説明会や合同企業面接会を開催すること。

《留意事項》

- ・セミナー等の内容は、グループワークやソーシャルスキルトレーニング等の支援手法を活用し、自信がないなどの理由で具体的な就職活動に結びついていない利用者の意欲を喚起するものや、働くための社会人基礎力やコミュニケーション能力を向上させるもの、実践的なスキルを紹介するもの等、利用者の就職準備性に応じ、幅広い内容のテーマを設定して行うこと。また、利用者のニーズに合った内容のセミナーを実施し、利用者の満足度が高いものとする。
- ・大阪東ハローワークコーナーで実施する履歴書・職務経歴書の記入方法や就職面接における面接対策等、一般的な就職活動に関するセミナーと重複しないこと。

- ・セミナー等の開催場所は、OSAKAしごとフィールド内のセミナールーム（※）を基本とするが、必要に応じて、外部の会場を用いることも可能である。
※セミナールーム（大阪府が無償貸与する主なもの）
 - 2階セミナールーム：約52㎡（実測値） 27人収容可能
 - 3階セミナールーム：約96㎡（実測値） 30人収容可能
 なお、上記以外でも配置を工夫して2階、3階にセミナー等を主に実施するスペースを確保することは可能である。
（OSAKAしごとフィールドの運営は、エル・おおさか本館2階、3階において行うが、11階にも使用可能なセミナールームがある）
- ・セミナー等は利用者に対する支援プロセスの一環であると同時に、求職者をOSAKAしごとフィールドに集客するための魅力的なコンテンツとして、広報業務と連携すること。
- ・セミナー等の講師は、外部講師に依頼することも可能である。
- ・大規模なセミナー等（合同企業説明会含む）を実施する際は、育児中の求職者に配慮し、一時保育サービスを提供すること。（年4回程度想定）
- ・大阪府等が独自に企画し、OSAKAしごとフィールドと協働して実施するセミナー等についても、準備・運営に協力すること。
- ・障がい者を対象とした合同企業説明会及び合同企業面接会を開催する場合には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく障がい者への合理的配慮の提供義務に対応すること。利用者が手話通訳等コミュニケーション支援を希望した場合にも対応できる体制を構築すること。（障がい者を対象とした合同企業説明会及び合同企業面接会については、年間10回程度を想定）
- ・セミナー等の実施にあたっては、事前に大阪府と協議すること。
- ・セミナー等の実施にあたり、参加者が定員に満たないと予測される場合には、大阪府と協議を行うとともに、大阪府の提案に対して真摯に取り組み、集客に向けた広報に努めること。

■提案事項

利用者の特性に応じたセミナー等の実施を確保するための方策（テーマ設定の考え方、テーマごとの開催回数、講師のリスト、費用、定員、効果等）について、具体的に提案してください。

また、求職者をOSAKAしごとフィールドに集客する目的の強いものについても、目的達成のため工夫した点を具体的に提示してください。

（オ）求職者を対象としたイベントの実施

■業務内容

OSAKAしごとフィールドの存在、活動、意義、取組んでいる事業等を広く周知し、新規登録者や登録中小企業等を獲得するため、以下の各業務を効率的に行うこと。

- ・平成 29 年 5 月からの業務開始においては、オープニングイベントを大阪府とともに開催して幅広い利用につなげること。(5 月上旬の実施を想定)
- ・求職者及び具体的な求職活動を行っていない者に OSAKA しごとフィールドを周知して適切な就職支援の場に誘導するよう、効果的なイベントを企画・実施すること。また、イベントの企画にあたっては、(A) 事業だけでなく (B) ~ (D) の事業を含めた内容にするとともに、P. 37 以降に記載している関係施策及び他機関との協働・連携を図ること。なお、イベントは少なくとも年間 2 回以上実施すること。(上記のオープニングイベントは含まない。)

《留意事項》

- ・イベントの実施にあたっては、育児中の求職者に配慮し、一時保育サービスを提供すること。
- ・大阪府や各関係機関が企画するイベントに協力し、連携して効果的に集客を図ること。
- ・イベントの実施時期や内容については、大阪府と協議のうえ、決定する。
(参考：平成 28 年度に実施したイベント)
 - ・ジョブフェスタ (平成 28 年 9 月~10 月)
 - ・ウーマンブリッジ OSAKA 2017 (平成 29 年 2 月 10 日~11 日)

■提案事項

上記の業務内容を踏まえ、求職者及び具体的な求職活動を行っていない者を適切な就職支援の場に誘導するようなイベントについて、具体的に提案してください。

(カ) ホームページの構築及び運用、管理

■業務内容

OSAKA しごとフィールドの広報、セミナー等イベント情報の提供や、求職者の登録、セミナーの予約、求人情報の検索など、求職者の利便性向上のため、下記のとおりホームページの構築及び運用、管理を行うこと。

- ・OSAKA しごとフィールドに関する業務について、ホームページの作成、運用を行うこと。
- ・ホームページの作成にあたっては、大阪府と事前に協議を行い、原則として平成 29 年 5 月 1 日からホームページを運用開始できる状態にすること。

《留意事項》

- ・現在のホームページを参考とすること。
※求職者向け：<http://shigotofield.jp/>
※企業向け：<http://business.shigotofield.jp/>

- ・ ホームページのURLは、平成29年4月時点でOSAKAしごとフィールドを運営している事業者から譲渡が可能である場合は、現在のもの（上記のとおり）を利用すること。また、サーバー等の通信機器類及びインターネット回線は平成29年4月時点でOSAKAしごとフィールドを運営している事業者が使用するものを最大限引き継ぐなど、事業開始日から円滑な運用ができるよう工夫すること。詳細は別途、大阪府と協議とする。
- ・ ホームページは、JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」のレベルAAに準拠すること。
 ※本仕様書における「JIS X 8341-3:2016のレベルAAに準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ[用語集 No. 21 参照]基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版」で定められた表記による。また JIS X 8341-3:2016 のレベルAAへの準拠を確認するため、受託事業者は年1回以上、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施し、試験結果について府に説明を行い、その了承を得ること。
- ・ ホームページはレスポンシブルウェブデザイン[用語集 No. 22 参照]を採用するなど、パソコンや携帯端末[用語集 No. 23 参照]（Android版、iOS版等）に対応させて、ホームページ閲覧ソフトが異なっても適切に表示されるよう、随時工夫を行うこと。
- ・ ホームページはスライダー等のアニメーション [用語集 No. 24 参照]を活用するなど、動きなどのあるものとし、見やすく、分かりやすい画面構成を心がけること。さらに、A4サイズへ印刷しやすい画面構成を心がけること。
- ・ ホームページには、求職者向け、企業向け共に下記のコンテンツを含むこと。

- ・ OSAKAしごとフィールドの概要
 - ・ OSAKAしごとフィールドの利用方法
 - ・ OSAKAしごとフィールドで提供するサービスの詳細
 ((C) 及び (D) 事業に関する情報を含む)
 - ・ 少なくとも当月及び翌月中に開催されるセミナーについての紹介
 - ・ 施設概要
- ・ ホームページの作成にあたっては、「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」のホームページと一体的に作成することとする。ただし、作成にかかる費用について、「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」にかかる部分を明確に区分することとし、按分の計算方法については、大阪府の指示に従い、適切に区分すること。
- ・ 中小企業向けのホームページについても、本事業において作成すること。中小企業向けセミナー等のコンテンツについては、大阪府及び中小企業人材支援センターの受託事業者より提供する。なお、(C) 事業に関するホームページについては、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において作成していることから、バナーを貼

り付け、リンクの設定を行うこと。

- ・ O S A K A しごとフィールドと協働・連携して実施する事業に関するホームページについては、大阪府の指示により、バナーの貼り付けやリンクの設定を行うこと。
- ・ 悪天候や災害時の緊急なお知らせをホームページに掲載するなど、緊急的な告知のためにホームページを修正する場合にも、大阪府からの指示に対して迅速に対応すること。
- ・ O S A K A しごとフィールドで実施するセミナー等やイベントの P R 及び関係する国や大阪府が指定する事業等に関する適切な情報をホームページに掲載し、求職者等へ情報を提供すること。
- ・ 他の機関が実施する就業イベント等に関する情報についても、受託事業者が調査し、又は、大阪府の指示により、一覧できるページを作成すること。
- ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook、LINE、Instagram、Twitter 等）との連携を図れるようにして、求職者に効果的な広報ができるような画面とすること。
- ・ ホームページから求職者の登録や、セミナーの予約、求人情報の検索を可能にすること。その他、データベースシステムとの連携を図り、求職者の利便性を向上すること。
- ・ S E O（検索エンジン最適化）[用語集 No. 25・26 参照]を活用するなど、Google 等検索サイトの検索結果で高い順位で表示されるよう工夫をすること。
- ・ ホームページの閲覧状況などを把握・分析し、より魅力的な媒体づくりに努めること。
- ・ ホームページの作成・運用にかかるサーバー等の通信機器類及びインターネット回線について、情報セキュリティ対策を講じ、適宜必要な更新を行うこと。
- ・ ホームページの作成・運用に要する経費やサーバー等の通信機器類及びインターネット回線の配線設置にかかる費用は、受託者が負担すること。

■提案事項

上記の業務内容を踏まえ、ホームページを通じた求職者及び具体的な求職活動を行っていない者への効果的、効率的な広報を行うための方策、ホームページを利用した利用者へのサービスを実施するための方策について、スケジュール等も含めて具体的に提案してください。

(キ) データベースシステム構築、運用、データベースの管理

■業務内容

求職者を適切かつ迅速に就職に結びつけるためには、個々人の特性や就業適性の見極めを行ったうえで、適切な支援方針の作成とその進捗管理が必要不可欠である。

データベースシステムは、登録者、登録中小企業等の情報を一元的に管理するだけでなく、利用者の就職決定に最大限資するよう努めるとともに、事業目標の達成に寄与するものでなければならない。

上記目的を達成できるよう、データベースシステムを構築し、運用するとともに、データベースの管理に万全を期すこと。

なお、構築するデータシステムについては、OSAKAしごとフィールドを構成する事業において一体的に運用できるものとする。

(システム化の範囲)

本システムは、「求職者等支援業務」、「企業支援業務」、「情報発信業務」、「統計業務」等で構成されるものとする。

「求職者等支援業務」

求職者の就職決定、定着を支援する業務

「企業支援業務」

企業の採用、人材の定着、環境整備を支援する業務

「情報発信業務」

メールマガジンの配信等を行う業務

「統計業務」

データの収集、分析をもとに求職者ならびに企業に有益な支援の提案を行う業務

構成事業と各業務のおおまなか関係は次のとおり。

なお、表中の○の項目について、データベースシステムを利用する作業が発生する。

	求職者等支援業務	企業支援業務	情報発信業務	統計業務
(A) OSAKAしごとフィールド運営事業				
就職困難者支援	○		○	○
結婚・出産を機に離職した女性の再就職支援	○		○	○
(B) 女性・若者働き方改革推進事業				
職種志向の拡大・転換のための支援	○		○	○
地域働き方改革包括支援センター（仮称）		○	○	○
(C) 企業主導型保育推進事業		○	○	○
(D) 公共職業訓練事業	○	○	○	○
(E) 大阪東ハローワークコーナー	○		○	○
(F) 大阪府地域若者サポートステーション	○		○	○

(G) 中小企業人材支援センター	○	○	○	○
(H) 若年者地域連携事業	○		○	○
(I) 障がい者雇用促進センター	○	○	○	○

(主要機能)

データベースシステムは、下記の機能を備えること。

1) カルテシステム

カウンセラー等が求職者ならびに企業を支援するに際し、適切な支援計画を作成するために必要な情報をデータベースシステムから容易に読み取れるよう、利用者の就職活動及び利用企業の人材採用・定着に必要な情報を網羅し、その支援経過が管理できること。管理すべき事項の例は下記のとおり。

[利用者支援（求職者等支援業務関係）]

- ・ 求職者の基本情報（登録番号、氏名、フリガナ、登録方法、卒業年次等）
- ・ アセスメント情報（就職準備性、希望業種／希望職種等。登録時および最新の情報をそれぞれ入力）
- ・ 支援方針（履歴を含む）
- ・ 活動記録（履歴を含む）
- ・ 終了時評価情報（就職状況等）（履歴を含む）

[利用企業支援（企業支援業務関係）]

- ・ 利用企業の基本情報（会社名、所在地等）、利用企業担当者の基本情報
- ・ 利用したサービスメニュー（履歴を含む）

2) 柔軟な分析機能

データベースシステムに登録されたデータを、任意の条件、任意の変数によりクロス集計する機能を設けること。また、自由記述欄を含む記述内容について、任意の条件により抽出し、内容・課題分析をする機能を設けること。

分析の目的の例としては、下記の事項が挙げられる。

- ・ 利用者にとって最適な支援方針の作成
- ・ 支援方針に沿って実施した支援の検証
- ・ 支援手法の検証
- ・ 企業の採用、定着に関するサービスの利用状況ならびに効果検証
- ・ 新たな課題の発見と支援方針の提案と効果検証
- ・ 目標及び目標達成に向けた活動指標に対する進捗状況の確認
- ・ 国等に提出するデータの作成

《留意事項》

- ・ 収集する項目は、求職者については登録から就職後の定着支援まで、企業については採用から定着に至るまでの状況をイメージした項目とすること。
- ・ 別添4-1「データベースシステムの要件」及び別添4-2「データベースシステムの項目」の仕様を満たすこと。ただし、本事業の円滑な運営と府内雇用情勢

の正確な把握のために必要な場合は、別添 4-1 よりも良いものや、別添 4-2 の項目に加え、必要な項目を提示すること。

- ・別添 4-2 に記載している項目の分け方については、代替案を認める。ただし、提案時にその箇所を明示すること。
- ・現在使用しているデータベースシステムは「セールスフォース」[用語集 No. 27 参照]である。添付している現在の「セールスフォース」の仕様（別添 4-3 「データベースシステムに係る現行機能説明」、別添 4-4 「データベースシステム現行項目」）を参考にしつつ、より良いデータベースシステムを提案すること。
- ・現在、セールスフォースに格納されているデータを引き継ぐこと。
- ・データベースシステムは平成 29 年 5 月 1 日から運用開始できる状態にすること。
- ・事業開始後も、管理・収集・分析する項目・内容を柔軟に追加修正できるデータベースシステムとすること。
- ・データベースシステムを作成する費用については、(A) OSAKAしごとフィールド運営事業と (B) 女性・若者働き方改革推進事業で按分し、明確に区分すること。なお、按分の計算方法については、大阪府の指示に従い、適切に区分すること。
- ・大阪府は、雇用情勢や施策構築のために必要な情報を収集するために、随時本事業の利用者データの提供、分析を求めることがある。なお、その際に発生する費用については、本事業の委託料に含まれる。

■提案事項

新たなデータベースシステムの仕組み、その運用イメージ及び可能となるデータ集計や分析の手法、個人情報管理の考え方について、具体的に提案してください。

なお、新システムが円滑に稼働するまでのスケジュール（データの移行方法、移行にかかる期間、移行完了までの代替システム、移行初期段階の不具合への対応方法、データベースシステムを使用する職員への操作研修等）についても提案してください。

(ク) バックオフィス業務

■業務内容

OSAKAしごとフィールドの運営に必要な後方支援業務を行うこと。具体的な業務例は以下のとおり。

(業務例)

- ・本事業に係る配置職員の勤務シフトの調整など、勤務管理
- ・新規登録者の登録業務（受付業務で行うものを除く）
- ・データベースシステムに登録された利用者等の情報の入力・更新作業（大阪府直営カウンセラーが入力するものは除く。）
- ・データベースシステムに登録されたセミナー等の入力・情報の更新作業

- ・メールマガジンの配信を行うこと
- ・セミナー等で取得したアンケートの結果の入力
- ・苦情等、問い合わせへの対応
- ・セミナールーム等、OSAKAしごとフィールドを運営する各事業が共通して利用する施設についての利用状況の管理
- ・求職者向けのセミナー等にかかる講師謝金等の支払い
- ・求職情報雑誌など、求職支援情報が掲載された媒体の定期的な収集・配架
- ・利用者向けに設置するパソコン等の管理（情報セキュリティ対策や利用目的を求職活動に限定する設定等を含む）
- ・消耗品等の購入
- ・経理事務

《留意事項》

- ・新規登録者の登録業務（受付業務で行うものを除く）は、少なくとも年間3,000件程度の登録に対応できる体制とすること。
- ・新規登録者の名簿は、(キ)に記載のデータベースシステム管理担当と連携を図りつつ、データベースシステムへの登録を円滑に実施できるよう、重複部分や誤記入部分の整理を行うこと。
- ・苦情等、問い合わせへの対応については、予め報告、連絡に必要な管理体制を構築するとともに、大阪府とも情報共有を行うこと。

■提案事項

上記の業務例にかかわらず、提案内容全体をふまえ、OSAKAしごとフィールドの運営に必要な業務を具体的に提案してください。

データベースシステムに利用者のすべての施設利用記録や接触履歴、その他利用者にサービスを提供するために必要な情報を入力するための人員体制を提案してください。

(ケ) 就職決定調査業務

■業務内容

就職決定者の把握を通じた支援手法や広報、セミナー等の効果検証及び就職決定者数の早期把握と目標達成に向けて、利用者に対する追跡調査を行い、就職の状況を把握し、データベースに入力する。

調査は、電話、郵便、メール等の方法により、最低年間4回以上実施すること。

《留意事項》

- ・調査は就職決定者からだけでなく、登録中小企業等に対して、OSAKAしごとフィールドを構成する各事業が実施する合同企業面接会等を通じた就職決定者についても実施すること。対象となる具体的な合同企業面接会等は大阪府から別途指示する。

- ・月次報告[用語集 No. 28 参照]及び年間報告[用語集 No. 29 参照]には、調査により把握した就職決定者数についても含めることとする。
- ・調査の項目、実施時期については、大阪府と協議の上決定する。
- ・大阪府や大阪東ハローワークコーナーのカウンセラーが把握した就職決定者についても、各報告に含めること。

■提案事項

調査業務を効率的に行うための手法、体制確保策等について、具体的に提案してください。

(コ) 業務報告等

■業務内容

本事業の進捗管理、および大阪府と受託者との情報共有のため、受託者は、大阪府に業務実施状況について下記に示すとおり報告すること。

- ・受託者は毎月及び年間における、本仕様書「7. 委託業務内容、提案事項等」に掲げる事項についての業務実施状況及び結果の検証等を記載した「事業実施報告書」を作成し、書面及び電子データにより、大阪府へ提出すること。
- ・上記のほか、受託者は、大阪府の求めに応じ本事業の業務に関連する事項について書類を作成し、提出すること。

《留意事項》

- ・報告書の内容、様式等については大阪府と別途協議の上定めることとする。

(サ) 配置する職員

OSAKAしごとフィールドを円滑に運営するため、少なくとも次に掲げるスタッフを、必要数配置すること。

提案は、時間帯や各曜日の利用状況を踏まえた配置のあり方及び必要数について求めるものであるが、各部門（次記載の①と②）においてはスタッフが不在となる時間帯が生じないように配置すること。

① 施設管理責任者

② 受付担当

2階に総合受付を設置し、受付担当を配置すること。

③ セミナー企画担当

セミナー等の企画・運営を効果的に行うため、セミナー企画担当を配置すること。

④ 広報・ホームページ担当

求職者に対する広報を効果的に行うため、広報・ホームページ担当を配置すること。

⑤ バックオフィス担当

OSAKAしごとフィールドの運営に必要な後方支援業務を行うため、バックオフィス担当を配置すること。

⑥ データベースシステム管理担当

データベースシステムの構築、管理、改善を行うため、データベースシステム管理担当を配置すること。

職種等	人数	必要な資格・経験等
① 施設管理責任者	1人	・職業紹介や人材育成の業務に10年以上従事した経験を有すること。
② 受付担当	1人以上	・職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事した経験を有すること。
③ セミナー企画担当	1人以上	・職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事した経験を有すること。
④ 広報・ホームページ担当	1人以上	・ホームページの構築及び運用、管理の業務に3年以上従事した経験を有すること。
⑤ バックオフィス担当	1人以上	
⑥ データベースシステム管理担当	1人以上	・データベースの構築及び運用、管理の業務に3年以上従事した経験を有すること。 ・職業紹介や人材育成の業務に3年以上従事した経験を有すること。

《留意事項》

- ・①及び⑥は他の職種等を兼ねることができない。
- ・OSAKAしごとフィールドには①、②のそれぞれの者が、最低1名在席していること。
- ・③から⑥の者については、大阪府からの指示・問い合わせ等に対して、ただちに対応できるような体制を確保すること。
- ・本事業開始以後、大阪府との調整等に対応するため、施設管理責任者又はそれに準じる者と必ず連絡が取れるようにすること。
- ・全ての職種について、複数名を配置する場合はあらかじめ主担当者（当該職種の業務にかかる責任者）を決定し、大阪府へ報告すること。
- ・③、④及び⑥の者については、「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」及び「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」の事業で配置する職員が、それぞれの業務を兼務することかは可能であるが、従事する業務及び人件費等の費用については、A及びBの事業で明確に区分すること。

■提案事項

「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」のみならず (B) ~ (D) を含む OSAKAしごとフィールド運営委託事業を効率的、効果的に運営する体制を具体的に提案して下さい。

(B) 女性・若者働き方改革推進事業

以下の各業務を大阪府や大阪労働局（大阪東ハローワークコーナー）、大阪人材確保推進会議[用語集 No. 30 参照]構成員、連携企業等と連携して実施すること。

(ア) 広報業務

■業務内容

企業等に対する (B) 事業の PR や、(B) 事業において実施するイベントやセミナー等により多くの求職者（大学生等、学生を含む若者や就業経験の少ない女性）を誘導するためには、効果的な広報業務を行うことが重要である。見る人が関心を示しやすいデザインや、より目につきやすい広報媒体を選定することはもちろんのこと、特に「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界への興味・関心を喚起させるには様々な工夫が必要である。

上記を踏まえ、以下の各業務を効率的に行うこと。

(求職者支援)

- ・リーフレット・チラシ等の各種広報物を必要に応じて作成し、配布すること。配布先は、大阪府が指定する関係機関（別添3「行政機関への送付によるチラシ等送付先一覧」参照）のほか、効果の高い広報協力先を開拓して実施すること。
- ・チラシについては原則、年間 60,000 部以上作成することとする。
- ・広報業務の実施にあたっては、広報内容が求職者に確実に到達し、理解されるように取り組むこと。
- ・WEB媒体（Facebook、LINE、Instagram、Twitter 等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイト等を活用し、時流に乗った広報を実施すること。
- ・新聞や雑誌、電車の吊り広告、新聞折り込み、街中の電子掲示板等を活用した広報に取り組むこと。
- ・連携企業等と連携した広報に取り組むこと。

(中小企業支援)

- ・業界全体の働く環境整備に対する普及啓発に関する広報物や、業界の魅力発信等の各種広報物を必要に応じて作成し、配布すること。配布先は、大阪府が指定する関係機関のほか、効果の高い広報協力先を開拓して実施すること。

《留意事項》

- ・ OSAKAしごとフィールドで実施する各種セミナーやイベントの PR 及び関係

する国事業や大阪府が指定する事業等について、チラシを作成、設置し、必要に応じて大阪府が指定する関係機関に配布するなど、情報発信に努めること。

- ・ 求職者の状況を常に分析し、広報の効果を見極めて、費用対効果の高い広報の実施に努めること。また、必要に応じて大阪府と協議しつつ新たな手法による広報に取り組むこと。
- ・ 広報業務の実施にあたっては、事務職志向にこだわる求職者の特性に応じた広報媒体とコンテンツを組み合わせた効果的な広報に取り組むこと。
- ・ 大阪府や大阪労働局（大阪東ハローワークコーナー）、連携企業等、大阪人材確保推進会議構成員等と連携した広報に取り組むこと。また、連携企業等や、大阪人材確保推進会議構成員において作成する広報媒体への原稿作成等に協力すること。

■提案事項

効果的、効率的な広報を行うための方策（媒体選定の考え方）や、新たな広報協力先の開拓、新たな広報媒体の活用方策等、広報手法について具体的に提案してください。

（イ）就職成功率診断アプリの開発、運用、管理

■業務内容

早期就職をめざすには、本人の職種志向、職業適性を把握した就職支援だけでなく、希望条件や有効求人倍率など労働市場動向を踏まえた支援が必要である。また、特定の業界への強すぎるこだわりや、他の職種を知らないことに起因する事務職志向のため就職活動が長期化してしまう人も存在することを踏まえ、他業界・業種への意識転換を図ることが重要となっている。

上記を踏まえ、求職者を、「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界への意識転換を図る「就職可能性診断アプリ※」を開発、運用、管理すること。

※「就職可能性診断アプリ」

平成 27 年度に厚生労働省の雇用対策基金事業を活用し、事務職志向の若者を他の人材を必要としている業種へと意識転換を図る事業を実施。職種に対する適性と有効求人倍率を踏まえて求職者ごとに就職成功率を導き出すプログラムを開発。その診断結果をもとに丁寧なカウンセリングを実施することで、若者の事務職志向の転換を図った。

しかし、既存のプログラムでは「ものづくり」「IT/クリエイティブ」「サービス」「オフィスワーク」の職種にしか対応していないため、当事業の対象である「運輸」「建設」にも対応できるよう開発する必要がある。

（現行の就職成功率診断アプリ）

http://shigotofield.jp/syusyokuseikou_guideline/teststart.html

（求職者支援）

- ・府と協議し、アプリの開発を行うこと。(アプリの概要については別添5「就職成功率診断アプリ 概要」参照)

■提案事項

本アプリの開発にあたり、具体的な内容や活用手法、開発スケジュール等を提案してください。または、代替案を有する場合には提案してください。

また、本アプリに加えて、科学的な根拠などに基づき、求職者の職種志向の拡大・転換を図るために有効なツールがあれば、ツールの概要と活用手法を提案してください。

(ウ) セミナー等の企画・運営

■業務内容

(B) 事業において実施するイベントやセミナー等は、一般的な就職支援セミナー(履歴書の書き方、面接特訓等)とは異なり、「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界の魅力を発信したり、求職者の職種志向の拡大・転換に資するものでなければならない。

上記を踏まえ、以下の各業務を大阪府が配置する「アクティブカウンセラー」、「コンサルタント」や関係機関と連携し、効率的に行うこと。

(求職者支援)

- ・求職者(大学生等、学生を含む若者や就業経験の少ない女性)をOSAKAしごとフィールドに誘導できる、効果的な集客型イベントを企画・実施すること。
- ・事務職志向の利用者に「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界の魅力を発信し、職種志向の拡大・転換に資するセミナー・職業体験等を大阪府と協議しながら企画・実施すること。
- ・就職成功率診断アプリを活用したセミナーを企画・実施すること。
- ・求職者向けセミナー等は、年間44コマ以上(1コマは50分以上)実施すること。
- ・セミナー実施後は、アンケートを実施することとし、速やかにアンケート結果を取りまとめ、大阪府と共有すること。
- ・職種志向の拡大・転換に関する効果測定を行うこと。

(中小企業支援)

- ・若者・女性が企業に魅力を感じ、定着するための職場環境整備に有効なプログラム「パッションプログラム^{※1}」を提供するセミナー等を実施すること。
- ・企業が魅力を発信するための広報力を強化する「広報力強化プログラム^{※2}」を提供するセミナー等を実施すること。
- ・企業向けセミナー等は、年間48コマ以上(1コマは50分以上)実施すること。
- ・セミナー実施後は、アンケートを実施することとし、速やかにアンケート結果を取りまとめ、大阪府と共有すること。

※1 パッションプログラム（平成28年度に大阪府が作成）

大阪府が平成26～27年度にかけて厚生労働省の雇用対策基金事業を活用して実施した8件の「処遇改善事業」のノウハウを集約、改善して独自に開発する職場の環境整備に有効なプログラムのこと。プログラムについては、職場の環境整備に精通した専門家が、セミナーやワークショップ、個別のコンサルティング等の形式で提供する。

※2 広報力強化プログラム

大阪府が平成28年度に企業の『広報力』を測るチェックシートを作成。その結果をふまえて、大阪人材確保推進会議構成員による改善方法の提案を取り入れた企業の広報力の強化を図るセミナー等を実施するもの。

《留意事項》

（求職者支援及び中小企業支援）

- ・セミナー等の開催場所は、「OSAKAしごとフィールド」内のセミナールーム（※）を基本とするが、必要に応じて、外部の会場を用いることも可能である。

※セミナールーム（大阪府が無償貸与する）

2階セミナールーム：約52㎡（実測値） 27人収容可能

3階セミナールーム：約96㎡（実測値） 30人収容可能

（OSAKAしごとフィールドの運営は、エル・おおさか本館2階、3階において行うが、11階にも使用可能なセミナールームがある）

- ・セミナー等の講師は、外部講師に依頼することも可能である。
- ・大阪府等が独自に企画し、OSAKAしごとフィールドと協働して実施するセミナー等についても、準備・運営に協力すること。
- ・講師謝礼を大阪府が支払うことから、セミナーの実施にあたっては、事前に大阪府と協議すること。

■提案事項

求職者を効果的、効率的に誘導することを目的とした集客型イベントを開催する方法について、具体的に提案してください。

利用者の職種志向の拡大・転換を図る効果的な手法によるセミナー・職業体験等を実施する方策（テーマ設定の考え方、テーマごとの開催回数、講師のリスト、費用、定員、効果等）について、具体的に提案してください。

「製造」「運輸」「建設」業界の事情・課題に即し、職場環境の改善を加速化するための効果的な手法によるセミナーを実施する方策（テーマ設定の考え方、テーマごとの開催回数、講師のリスト、費用、定員、効果等）について、具体的に提案してください。

（エ）ホームページの構築及び運用、管理

■業務内容

「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材不足に課題を抱える業界への興味・関心を求職者に持っていただくためのホームページを構築する。また、業界が実施している職場改善の取り組みや、取り組みの進んでいる企業の情報発信など、業界全体のイメージアップに資するものでなければいけない。

上記を踏まえ、以下の各業務を効率的に行うこと。

(求職者支援及び中小企業支援)

- ・ホームページの作成、運用を行うこと。
- ・ホームページの作成にあたっては、大阪府と事前に協議を行い、原則として平成29年5月1日からホームページを運用開始できる状態にすること。

《留意事項》

基本的な留意事項は、(A)事業(カ)における留意事項と同様とする。以下に、(B)事業のホームページ構築及び運用、管理にあたって特に注意すべき点を記載する。

(求職者支援)

- ・「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材不足に課題を抱える業界の魅力が、若者・女性を中心に求職者及び具体的な求職活動を行っていない者に響くような内容とすること。
- ・本事業で実施する若者・女性を対象にした就職支援に関するもののほか、大学生のインターンシップに関する情報を掲載すること。
- ・(B)事業で実施するセミナー等の情報はもちろんのこと、大阪人材確保推進会議構成員をはじめ関係機関が実施するセミナー等の情報についても、掲載できること。

(中小企業支援)

- ・業界全体の職場環境の整備に関する普及啓発を実施すること。
- ・モデルとなる優れた企業のPRを掲載すること。
- ・職場環境改善などの取り組みが優良な企業の情報を掲載すること。
- ・大学生のインターンシップについて、受入企業の募集に関する情報を掲載すること。

■提案事項

上記の業務内容を踏まえ、何を「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」とあわせて具体的に提案してください。また、費用の按分についても、具体的に提案してください。

(オ) データベースシステムの構築及び運用、管理

■業務内容

事務職志向に偏っている求職者に対する就職支援や、人材確保に課題を抱える業

界・企業における職場環境の整備に向けた支援を効率的に行うため、新たなデータベースシステムを構築し、運用、管理すること。

なお、就職支援と企業の人材確保を一層促進するためには、アクティブカウンセラーや地域働き方改革包括支援センター（仮称）に配置するコンサルタントの業務を支援するデータベースシステムの開発が求められる。

具体的な業務内容とデータベースシステムに求められる機能は下記のとおり。

※本データベースシステムは、(A)事業と一体的に作成をするものであることから、
(A)事業の提案項目(キ)の内容を踏まえた上で、下記の機能を盛り込んだ提案とすること。

(求職者支援)

職種志向の拡大・転換に資する支援の利用状況等の情報を一元的に管理するため、下記機能を有するデータベースシステムを構築し、運用、管理すること。

- ・求職者の職種志向の現状、変遷を把握できること。
- ・利用登録時の希望職種と、応募先の職種や就職決定先の職種を比較するなどの方法で、職種志向の拡大・転換が図られたかをデータベースで把握できること。

(中小企業支援)

「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした中小企業の採用・定着に資する支援の利用状況等の情報を一元的に管理するため、下記機能を有するデータベースシステムを構築し、運用、管理すること。

- ・中小企業における職場環境整備や魅力発信に関するコンサルティング、セミナー等の受講状況や各企業における取組み状況が把握できるものであること。

《留意事項》

基本的な留意事項は、(A)事業(キ)における留意事項と同様とする。以下に、(B)事業のデータベースシステム構築及び運用、管理にあたって特に注意すべき点を記載する。

- ・(B)事業の支援対象となる女性や若者を、データベースから抽出できること。
- ・地域働き方改革包括支援センター（仮称）では、「製造」「運輸」「建設」の各業界団体から推薦を受けた企業に対して職場環境整備等のコンサルティングを実施することから、他の登録企業と区別ができること。
- ・職場環境整備や魅力発信にかかるコンサルティングは、段階的に支援を進めることから、各企業の進捗状況を把握できること。

■提案事項

新しいデータベースシステムの仕組み、その運用イメージ及び可能となるデータ集計や分析の手法、個人情報管理の考え方について、具体的に提案してください。

また、データベースシステム上で求職者の職種志向の拡大・転換を確認する方法進捗管理、企業における支援の進捗管理を行う方法について、提案してください。

なお、新システムが円滑に稼働するまでのスケジュール（データの移行方法、移行にかかる期間、移行完了までの代替システム、移行初期段階の不具合への対応方法、データベースシステムを使用する職員への操作研修等）についても提案してください。

(カ) 業務報告等

■業務内容

本事業の進捗管理、および大阪府と受託者との情報共有のため、受託者は、(A) 事業の報告と併せて、大阪府に業務実施状況について下記に示すとおり報告すること。

- ・受託者は毎月及び年間における、本仕様書「7. 委託業務内容、提案事項等」に掲げる事項についての業務実施状況及び結果の検証等を記載した「事業実施報告書」を作成し、書面及び電子データにより、大阪府へ提出すること。
- ・上記のほか、受託者は、大阪府の求めに応じ本事業の業務に関連する事項について書類を作成し、提出すること。

《留意事項》

- ・報告書の内容、様式等については大阪府と別途協議の上定めることとする。

(キ) 配置する職員

次に掲げるスタッフを、必要数配置すること。

- ① データベースシステム管理担当 1名以上
- ② 広報・ホームページ担当 1名以上
- ③ セミナー企画担当 1名以上

※(B) 事業(イ)の業務を実施する職員については、上記に掲げる職員のいずれかが兼務すること。

なお、「(A) OSAKAしごとフィールド運営事業」及び「(B) 女性・若者働き方改革推進事業」の事業で配置する職員が、それぞれの業務を兼務することかは可能であるが、従事する業務及び人件費等の費用については、(A) 及び (B) の事業で明確に区分すること。

■提案事項

業務を効率的かつ効果的に実施するために必要となる、人員及び体制について提案してください。

(C) 企業主導型保育推進事業

※C事業における目標値・・・企業主導型保育事業 助成金申請件数：30箇所

(委託料の支払いは、助成金申請件数の成果に応じます。(「18. 精算について」参照))

(ア) 広報業務

■業務内容

大阪府を中心に京阪神地域における企業主導型保育事業の普及啓発を行うため、以下の広報業務を実施する。

- ・事業概要等を説明するためのリーフレットやパンフレット等を作成・配布し、企業主導型保育事業の助成対象となる企業等への制度周知を図ること。
- ・事業概要を説明するためのリーフレットは、年間10,000部以上作成することとし、セミナー等の周知にかかるチラシについては、年間36,000部以上作成すること。
- ・セミナー等を実施する際には、チラシや各種広報媒体を活用し、企業等の経営者や人事担当者等への参加を働きかけること。

《留意事項》

- ・リーフレットやチラシについては、大阪府が指定する関係機関に配布するほか、地域働き方改革包括支援センター（仮称）や中小企業人材支援センター、プロフェッショナル人材戦略拠点など大阪府が実施する各種施策や他機関で実施するイベント等の情報を把握し、それらの機関と連携のうえ効率的かつ積極的に広報に努めること。
- ・企業の状況を常に分析し、広報の効果を見極めて費用対効果の高い広報の実施に努めること。
- ・広報業務については、必要に応じて個別企業への訪問によるアプローチも含むこと。
- ・対象地域が、京阪神地域となっていることに留意し、府外の企業等にも積極的に周知を行うこと。
- ・セミナー等の実施にあたり、参加者が定員に満たないと予測される場合には、大阪府と協議を行うとともに、大阪府の提案に対して真摯に取り組み、集客に向けた広報に努めること。

■提案事項

対象地域の待機児童数や企業における女性活躍の推進状況等の分析を行い、WEB媒体も含めた効率的・効果的な広報手段を提案してください。

(イ) セミナー等の企画・運営

■業務内容

事業所内保育施設の設置を促進するため、セミナー等を通じて、企業等の経営者や人事担当者等に対して、企業主導型保育事業に関する理解を促すとともに、保育施設設置に向けたノウハウ等を伝えるため、企業主導型保育事業に関する制度説明や手続き、先進事例の紹介などをテーマに企業向けセミナー等を実施する。

- ・企業向けセミナーについては、年間12回以上実施すること。
- ・セミナー実施後は、アンケートを実施することとし、速やかにアンケート結果を取りまとめ、大阪府及び社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と共有すること。

《留意事項》

- ・セミナーの主な対象者を、企業の経営者や人事担当者として実施すること。
- ・セミナーの実施時期及び内容については、大阪府及び内閣府、公益財団法人児童育成協会と協議のうえ実施すること。
- ・助成金の申請時期等を考慮のうえ、企業等のニーズに沿った内容のセミナーを実施することとし、セミナー参加者の満足度が高いものとする。
- ・アンケート結果等を踏まえ、セミナーの内容については、適宜改善を図ること。
- ・セミナーの実施にあたっては、OSAKAしごとフィールドのセミナースペース等を利用することができる。また、外部の会場を利用して実施することも可能である。

■提案事項

企業主導型保育事業の活用状況や検討スキーム等を分析のうえ、企業から高い満足度が得られる具体的なセミナー（テーマ設定の考え方、テーマごとの開催回数、講師のリスト、費用、定員、効果等）の内容を提案してください。

(ウ) 企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設設置に係る支援

■業務内容

企業主導型保育事業を活用した保育施設の円滑な設置に向け、企業等からの相談に対応するとともに、円滑な助成金支援申請が行えるよう以下の業務を実施する。

- ・企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設が、安定して運営できるようなコンサルティングの実施。
- ・企業主導型保育事業の助成金申請を行う企業等に対するコンサルティングや申請

手続きに関する助言及び設置を検討するための企業内及び周辺地域のニーズ調査等の支援

- ・ 共同設置や共同利用を行う企業間等のマッチング支援
- ・ 社会福祉法人以外の保育施設運営事業者に関する情報提供

《留意事項》

- ・ 企業主導型保育事業に関する制度及び助成金申請に係る制度を熟知するとともに、ワンストップで対応すること。
- ・ 事業所内保育施設の設置にあたっては、助成金に関する制度の理解に加えて、子ども・子育て支援制度や各市町村等で設置する設置基準等の保育に関する各種制度についても理解するとともに、建設基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の関係法令に関する知識についても積極的に理解するよう努めること。
- ・ 大阪府福祉部子ども室子育て支援課においては、以下の 6 つの業務を実施する。
 - ① 本事業の広報
 - ② 企業等に対する諸制度及び利用可能な補助金等に関する情報提供
 - ③ 本事業を実施するために必要な関係機関との連携
 - ④ 質が高い保育の提供が可能な保育所等とのマッチング
 - ⑤ 大阪府保育士・保育所支援センターを活用した保育士の情報提供
 - ⑥ 「（仮称）事業所内保育設置マニュアル」を活用した事業者支援※上記 6 つの業務は社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に委託して実施する予定である。
- ・ 保育施設運営事業者に関する情報提供にあたっては、大阪府子ども室子育て支援課の行う④のマッチングを優先し、大阪府が提案した社会福祉法人と契約に至らなかった場合に、社会福祉法人以外の保育事業者の提案を行うこと。提案にあたっては、原則 2 者以上とする。
- ・ 支援に際しては、大阪府や、大阪府と連携する機関と調整し、効果的に実施すること。

■提案事項

以上の業務内容に加え、企業等における企業主導型保育事業の活用を推進するための支援手法等を提案してください。

(エ) 企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設のネットワーク形成

■業務内容

企業主導型保育事業を活用して設置した事業所内保育施設の設置主体（運営主体を含む）間のネットワークを形成し、保育施設の設置や運営に関する情報を共有するこ

とにより、保育施設の運営を支援するため、以下の業務を実施する。

- ・京阪神地域における企業主導型保育事業を活用した保育施設のネットワークを構築し、企業間の情報共有や質の高い保育の確保のための機会を提供する。
- ・OSAKAしごとフィールドの利用者が、就職活動中に利用できる一時保育サービスを提供できる事業所内保育施設を確保する。
- ・企業主導型保育事業を活用した保育施設を設置もしくは設置を検討している企業の交流会を年2回以上開催すること。
- ・企業主導型保育事業を活用して事業所内保育所を設置している企業への施設見学会を年1回以上実施すること。

(オ) データベースシステムの構築及び運用、管理

■業務内容

企業主導型保育事業を活用した事業所内保育施設に関する情報を一元的に把握し、共同利用や共同設置に関するコンサルティングに活用するほか、府民等に対して各種情報を提供するため、以下の業務を実施する。

- ・企業主導型保育事業を活用して設置した保育施設に関するデータベースシステムを構築し、OSAKAしごとフィールドの働くママ応援コーナーと連携して、OSAKAしごとフィールドの利用者に保育施設に関する情報を提供する。

《留意事項》

- ・データベースシステムの構築にあたっては、必ずしも(A)、(B)事業で構築するデータベースシステムと一体的に作成しなくとも良い。
- ・データベースシステムは平成29年5月1日から運用開始できる状態にすること。
- ・データベースシステムの構築にあたっては、保育施設名、所在地、最寄駅、開園時間、地域枠の設定の有無及びその定員、定員の空き状況、地域枠を利用する際の利用条件、付加サービス(一時保育等)に関する情報、第三者評価受診の有無とその結果、担当者、連絡先(電話番号及び電子メール)等について、保育施設ごとに把握できるものとする。
- ・データベースに登録する項目については、大阪府と協議の上、追加変更できるものとし、追加変更にかかる費用については、本委託料の中に含まれる。
- ・データベースへの保育施設の登録にあたっては、公益財団法人児童育成協会から提供される助成決定に関する情報等を基に、適宜、受託事業者が必要事項を確認して行うこと。
- ・データベースに登録された内容については、年に1回以上更新することとし、更新にあたっては、受託事業者が各保育施設にヒアリングを行うこと。
- ・データベースシステムに登録されたデータについては、求職者向け支援にも活用することから、働くママ応援コーナーのカウンセラーがWEB上等でも閲覧できるようにすること。
- ・データベースシステムに登録された情報については、項目ごとに条件を設定し、

検索できる機能を付加すること。

■提案事項

企業主導型保育事業を活用して設置した保育施設間でのネットワーク形成や求職者の保育施設探しの支援に資するデータベースシステムを提案してください。

(カ) 業務報告等

■業務内容

毎月、相談対応状況（来所、電話、訪問等に分類）について翌月 10 日までに大阪府に報告すること。また、各種セミナー等を実施した後は、速やかにアンケート等を集計・分析して大阪府に報告すること。

《留意事項》

- ・業務報告等にあたっては、連携して事業を実施する大阪府福祉部子ども室子育て支援課（委託予定先である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を含む）にも共有する。
- ・大阪府及び内閣府等が実施するセミナー等への担当者の出席や資料の作成、各種分析等を依頼することがある。

(キ) 配置する職員

次に掲げるスタッフを、必要数配置すること。

職種等	人数	必要な資格・経験等
① 営業担当	1人以上	・営業業務に3年以上従事した経験を有すること。
② 事務担当	1人以上	

■提案事項

業務を効率的かつ効果的に実施するために必要となる、人員及び体制について提案してください。

(D) 公共職業訓練事業

就職活動に困難性を有する学生等の早期就職に資するよう、公共職業訓練（委託訓練）を O S A K A しごとフィールドの機能に位置づけて実施する。

※詳細については、別添 6 「公共職業訓練事業 就活フォローアップ科 仕様書」参照。

《留意事項》

- ・訓練状況や就職支援状況について、(A) 及び (B) 事業で構築するデータベースシステムに入力すること。

■提案事項

公共職業訓練（委託訓練）の実施運営について、別添の「公共職業訓練事業 就活フォローアップ科 仕様書」に基づき、公募要領で指定する様式により提案してください。

（3）関係施策及び他機関との協働・連携について

OSAKAしごとフィールドは、就職に困難性を有する求職者の支援や女性の再就職支援、人材を必要とする業界（企業）の人材確保支援など、働くことを取り巻く多種多様な課題に対応しなければならない。したがって、大阪府の関係課はもちろんのこと、ハローワークや大阪府地域若者サポートステーションなどの国の施策、市町村、大阪府と連携している民間事業者等とも積極的かつ柔軟に協働・連携し、それぞれの機能を十分に活かしながら運営していくことが必要である。

とりわけ以下の各機関の間では、十分な協議の上、双方の機能を最大限に活用して効果的な運営を行うよう工夫すること。

なお、協働・連携する事業・機関は、今後、増加する可能性がある。この場合、十分な協議の上、双方の機能を最大限に活用して効果的な運営を行うよう工夫すること。

【大阪府・国の就職支援施策との「協働」】

大阪府及び国では、以下に掲げる就職支援事業等をOSAKAしごとフィールド内で実施することとしている。いずれもOSAKAしごとフィールドの事業目標である「新規登録者数」や「就職決定者数」の達成に寄与する事業内容であることから、各事業の大阪府担当者や運営事業者等と「協働」し、双方がより高い事業効果を得られるようにすること。

協働するにあたっては、必要に応じてOSAKAしごとフィールドの施設を共同利用することに関する協定を締結すること。加えて、必要に応じてOSAKAしごとフィールド利用者の個人情報を提供することとし、それに係る個人情報の取扱いに関する連携協定を締結すること。これらの協定を締結する際は、あらかじめ大阪府と協議すること。

さらに、就職支援事業と企業支援事業の有機的な連動のため、企業に対する大阪府事業の周知や、利用者のための企業情報の取得及び障がい者を中心とする就職活動に困難性を有する利用者のための職場体験先の開拓等を意識的に行うこと。

① 障がい者雇用就労支援事業〔大阪府直営事業〕

《事業概要》

「大阪府障がい者雇用促進センター」を設置し、府内中小企業等を対象に、障がい者雇用に関するセミナーや、企業と障がい者との合同面接会等を実施する。

《留意事項》

セミナーや合同面接会等の運営、企業や障がい者、支援機関等に関する情報交換

など、障がい者雇用の促進に大阪府と協働して取り組むこと。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

② OSAKA しごとフィールド女性活躍支援ネットワーク〔大阪府直営事業〕

《事業概要》

女性の職業生活における活躍を推進するため府内関係機関とのネットワークを構築し、関係機関が一堂に会した合同相談会やセミナー等を実施する。

《留意事項》

合同相談会やセミナー等の実施に関する広報等を大阪府と協働して取り組むこと。また、相談会等の実施にあたっては、OSAKAしごとフィールドのセミナースペース等を利用することがある。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

③ 中小企業人材支援センター〔大阪府委託事業〕

《事業概要》

中小企業に対し、若手人材の採用・定着に関する支援を実施。

《留意事項》

- ・当センターが主催するセミナー等の広報（セミナーカレンダー・ホームページ掲載等）を行い、集客を図ること。
- ・当センターが実施する就職マッチングに関して、OSAKAしごとフィールド利用者の個人情報を提供する。
- ・本事業については現在、受託事業者を公募中である。詳細は下記URLを参照すること。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/chihouseisei/h29seityou.html>

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

④ 若者安定就職応援事業〔大阪府委託事業〕

《事業概要》

金融機関との連携による就職支援を実施し、若者と中小企業を結びつける。

《留意事項》

- ・当事業においては、金融機関との連携による合同企業説明会の開催などを通じ、若者と府内中小企業を結びつける事業を実施することから、求職者のOSAKAしごとフィールド新規登録者獲得に向け協働すること。また、獲得した新規登録者の情報をデータベースシステムに入力すること。
- ・上記合同企業説明会内で、OSAKAしごとフィールド主催のセミナーなどを実施すること。
- ・登録者に対して、当事業で開催する合同企業説明会の案内など事業周知を、メルマガ配信等を通じ誘導すること。
- ・本事業については現在、受託事業者を公募中である。詳細は下記URLを参照すること。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/chihouseisei/h29chusho-jinzai.html>

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

⑤ おおさかUIJターン促進事業〔大阪府委託事業〕

《事業概要》

東京圏の優秀な人材と府内中小企業の結びつけを促進する。

《留意事項》

- ・当事業においては、東京圏を中心とした優秀な人材と府内中小企業を結びつける事業を実施することから、求職者のOSAKAしごとフィールド新規登録者獲得に向け協働すること。また、獲得した新規登録者の情報をデータベースシステムに入力すること。
- ・OSAKAしごとフィールドに東京圏等の人材からの求職に関する問い合わせがあった場合は、当事業へ誘導すること。
- ・本事業については現在、受託事業者を公募中である。詳細は下記URLを参照すること。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/chihouseisei/h29chusho-jinzai.html>

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

⑥ ハローワーク〔国直営事業〕

《事業概要》

OSAKAしごとフィールドの運営は、エル・おおさか内の大阪東ハローワークコーナーと協働を図り、就職までの一貫した支援を行って事業効果を高めることをねらいとしていることから、以下の各事項に留意の上、業務を行うこと。

《留意事項》

- ・セミナー等の企画・実施に際しては、ハローワーク担当者と密接に調整を図り、就職決定に効果的なセミナー等を企画・実施すること。

《担当課》大阪東ハローワークコーナー（大阪労働局・ハローワーク大阪東）

⑦ 大阪府地域若者サポートステーション（仮）〔国委託事業〕

《事業概要》

厚生労働省が実施する就職に困難を抱える若年無業者（15歳から39歳）向けの支援事業である。大阪府地域若者サポートステーションは府内全域を主な対象地域としている。以下の各事項に留意の上、業務を行うこと。

《留意事項》

- ・大阪府地域若者サポートステーションの受託事業者と協働し、サポートステーション事業のメニューを最大限に活用して、事業効果を高めること。
- ・現在、厚生労働省によって受託事業者の選定を行っており、選定結果によっては連携内容の修正が必要になる。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

⑧ 生涯現役促進地域連携事業〔国委託事業〕

《事業概要》

シニア就業促進センターを中心として、就業相談窓口での高年齢者就業に係る情

報提供や高年齢者・企業に対する意識啓発事業を実施するとともに、高年齢者雇用の需要が見込める業界や地域の課題解消につながる可能性が高い業種での職域拡大を実践しながら高年齢者の就業機会を確保する。

《留意事項》

生涯現役促進地域連携事業で実施する高年齢者向けのセミナー等の広報などによって、OSAKAしごとフィールドの新規登録者獲得に向けた協働を図ること。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

(大阪府高年齢者就業機会確保地域連携協議会)

【大阪府・国の就職支援施策との「連携」】

大阪府及び国では、以下に掲げる就職支援事業等をOSAKAしごとフィールドと「連携」させて実施することとしている。いずれもOSAKAしごとフィールドの事業目標である「新規登録者数」や「就職決定者数」の達成に寄与する事業内容であることから、各事業の大阪府担当者及び受託事業者・補助事業者と連携し、双方がより高い事業効果を得られるよう努めること。

① 大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業〔大阪府委託事業〕

《事業概要》

中小企業とプロフェッショナル人材※の結びつけをサポート。

※プロフェッショナル人材

地域の中小企業が求める新たな商品・サービスの開発、その販売開拓、個々のサービスの生産性向上、事業承継などの具体的な取組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく経験豊富な人材。

《留意事項》

・当事業においては、府内中小企業の人材ニーズをヒアリングし、プロフェッショナル人材の結びつけをサポートする事業を実施することから、人材ニーズ等に関する企業情報を交換するなどの連携を図ること。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

② 女性有資格者等復帰訓練事業（Lフェニックス拡充訓練）〔大阪府委託事業〕

《事業概要》

資格や経験があるものの、結婚や出産を機に離職しキャリアブランクがある女性を、訓練によって離職前に従事していた業務と異なる新たな分野で活躍できる中核的な人材として育成する。

《留意事項》

連携してセミナーやイベント等を実施することがあることから、セミナー会場等の提供や広報等において相互に連携して実施すること。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

③ 地域就労支援事業〔大阪府直営事業および市町村事業〕

《事業概要》

府内市町村が就職困難者の就労支援のために設置している地域就労支援センターに対して、大阪府は支援手法に関する研修及び困難案件の対応の調整を行うバックアップ事業を実施している。

《留意事項》

合同相談会やセミナー等の実施に関する広報等を連携して取り組むこと。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

(各市町村の地域就労支援センターは各市町村事業担当課)

④ 大阪府立高等職業技術専門校・大阪障害者職業能力開発校

[大阪府直営または指定管理者制度による運営]

《事業概要》

新規学校卒業者や求職中の方に、職業に必要な知識や技能を身につけ、就職に役立てていただくための職業訓練を実施している。

《留意事項》

就職支援の一環として、利用者の状況に応じた職業訓練の周知や誘導を積極的に行うこと。

《担当課》商工労働部雇用推進室人材育成課

⑤ 大阪府委託訓練事業 [大阪府委託事業]

《事業概要》

求職者や障がい者等就職困難者の早期就職を図るため民間の教育訓練機関に委託して職業訓練を実施している。

《留意事項》

就職支援の一環として、利用者の状況に応じた職業訓練の周知や誘導を積極的に行うこと。

《担当課》商工労働部雇用推進室人材育成課

⑥ 小規模事業経営支援事業 (地域活性化事業) [大阪府補助事業]

《事業概要》

小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取組みができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を支援するため、商工会・商工会議所等が実施する事業。

《留意事項》

小規模事業経営支援事業で実施する就職支援事業と連携を図り、OSAKAしごとフィールドの新規登録者獲得に向けた連携を図ること。

《担当課》商工労働部雇用推進室各課・大阪府総合労働事務所

(補助事業全体は商工労働部中小企業振興室経営支援課)

⑦ 若年者地域連携事業 [国委託事業]

《事業概要》

OSAKAしごとフィールドを活用し、地域のハローワーク、府内市町村、経済

団体、教育機関等との連携を図り、若年者の雇用環境の改善を図る。

《留意事項》

厚生労働省では、「若年者地域連携事業」を都道府県のジョブカフェ事業[用語集 No. 31 参照]と連携させて実施することとしている。大阪府は、OSAKAしごとフィールドにおいてジョブカフェ事業を展開しており、ジョブカフェ事業の運営に資する事業となっていることから、受託事業者とも連携しつつ、より効果的な事業効果が得られるよう努めること。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

⑧ 府内の地域若者サポートステーション〔国委託事業〕

《事業概要》

厚生労働省が実施する就職に困難を抱える若年無業者（15歳から39歳）向けの支援事業。

《留意事項》

OSAKAしごとフィールドにおける就職に困難性を有する者の支援は、府内のサポートステーション事業と深く関連するものであることから、広報やセミナー等において協働し、事業実施を行うこと。

《担当課》商工労働部雇用推進室就業促進課

【大阪府と連携している民間事業者等との連携】

人口減少や超高齢社会が現実のものとなりつつある今、行政だけですべての社会課題の解決を図ることは困難であることから、大阪府では、民間企業のCSRやCSV（※）活動との協働・コラボレーションにより府内の地域活性化や社会課題の解決を図る、「公民連携」の取組みを進めている。また、この趣旨に賛同して大阪府とパートナーとなっただけの企業と「包括連携協定」を締結している。

※CSV…Creating Shared Value（共通価値の創造）の略。社会課題の解決と自社の競争力の向上を同時に実現する活動（戦略的CSR）。

したがって、受託事業者においても、大阪府と協議しながら連携企業等をはじめとする民間事業者等と積極的に連携を図り、広報やセミナー企画等に、民間企業等のノウハウを積極的に活かすなど、より高い事業効果を得られるよう努めること。

8 業務実施上の留意点

（1）関係法令等の遵守

- ・受託事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号）や労働基準法（昭和22年法律第49号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

（2）職員研修等

- ・OSAKAしごとフィールド職員が業務を遂行するにあたり必要な研修等については、事前に実施計画を策定し、同計画に基づき実施すること。

- ・受託事業者は、OSAKAしごとフィールド職員が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。
 - ・なお、大阪府施策に関する研修等の実施にあたっては、大阪府が協力の上、実施することができるものとする。
- (3) 大阪府の指示への対応等
- ・受託者は、事業の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
 - ・提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。特に、チラシやホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあっては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
 - ・本事業実施にあたっては、大阪府と必要な連携を図ることとし、別途、大阪府が指示する会議などに出席すること。
- (4) 会議への出席
- ・効果的な業務運営や他機関との連携促進のため、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課やその他の関係機関及びOSAKAしごとフィールド運営委託事業の受託者による運営会議を設置する予定であるので、受託者はこれに参画すること。(運営会議開催予定：週1回)
 - ・運営会議においては、目標値の進捗状況や利用状況分析などの報告を行うこと。特に、関係機関への伝達が必要な事項については、速やかに情報共有を行うこと。
 - ・大阪労働局との一体的実施を円滑に実施するため、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課、大阪東ハローワークコーナー、OSAKAしごとフィールド運営委託事業の受託者による担当者会議を設置する予定であるので、受託者はこれに参画すること。(担当者会議開催予定：週1回)
- (5) 提供施設・備品の目的外使用の禁止
- ・受託者は、本事業の受託業務を行うために提供された施設及び備品を本業務以外の目的で使用してはならない。
- (6) 苦情等の処理
- ・委託業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (7) 緊急時の対応等
- ・受託者は、地震などの災害や事件などの危機事象に迅速かつ適切に対応するため、大阪府と協議の上、あらかじめ緊急連絡網を整備し、管理すること。
 - ・危機事象発生時においては、大阪府をはじめ警察・消防等の関係機関と連携を図り、その指示に従って適切に対応すること。
 - ・受託者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
 - ・受託者は、委託事業を実施するにあたって故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(8) 事業の引継ぎ

- ・受託者は、大阪府及び平成 29 年 4 月時点で O S A K A しごとフィールドを運営している事業者からの引継ぎを事業開始日までに円滑に行い、事業開始日以降の業務に支障をきたさないようにすること。(引継ぎは、O S A K A しごとフィールドとして引継日以前に蓄積した登録者、登録中小企業等に関する一切の情報を含む。)
- ・平成 29 年 4 月時点の O S A K A しごとフィールド登録者及び登録中小企業等についても、原則として運営事業者から引継ぐこととする。

【参考：平成 29 年 1 月時点の登録者数及び登録中小企業等の数】

登録者数	51,990 人
登録中小企業等の数	5,593 社

- ・受託者は、委託事業を終了し、又は中止したときは、次の委託事業者が業務を円滑に実施できるよう、必要に応じ事業の引継ぎを次の委託事業者に実施すること。
- ・事業の引継ぎに伴い発生する費用は、受託者が負担すること。

(9) 事業終了後の原状回復

- ・受託者は、委託事業を終了し、又は中止したときは、事業実施に伴い準備した自己の管理にかかる物品について、自己の負担により遅滞無く除却するとともに、施設に対する造作等を原状に復し、不用品の処分を行うこと。なお、大阪府との協議により原状回復を行わない場合であっても、大阪府に有益費や物品・造作の買取等を一切請求しないものとする。

9 報告・分析等

- ・受託者は、事業実施中、定期的に、進捗状況を大阪府に報告することとし、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。
- ・事業の進捗については、日常的な報告に加え、毎月 10 日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。
- ・大阪府議会などから現状把握や効果検証の観点で実績の報告を求められることがあるので、その際は大阪府の指示に対して迅速に対応すること。
- ・大阪府は、必要に応じ、業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

10 再委託

- ・再委託は原則禁止する。
- ・ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は各種企業、コンサルタント等への再委託により実施することができる。
- ・再委託により実施する場合は、下記「11 再委託の承認」に基づき、大阪府と書面により協議し、承認を得ること。

1 1 再委託の承認

次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

【承認する場合に付する条件】

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。
なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

1 2 事業費の取扱いについて

- (1) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (2) 本事業の経理処理にあたっては、人件費を含む全ての対象経費について、(A)～(D)の事業ごとに明確に区別して処理すること。また、経費精算の証拠となる書類等につい

ては、(A)～(D)の事業ごとに、明確に区別して整理・管理すること。

- (3) 事業費は実費弁済の考え方をとることとし、利益等は含めない。

(事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認め、利益率の付加は認めない。)

よって、本事業のために支出した全ての経費(人件費、雑費、諸経費等を含む)について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等(給与明細等で証明できる額)の積み上げで積算(精算)することとし、いわゆる単価方式(例:支給実績に関わらず、主任研究員は1日60,000円で一律計上する。)は認められない。

- (4) 人件費には、諸手当、賞与、退職手当等(受託者の社内規程において労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限り、算定は本事業に従事していない期間を除く。

また、支払いは、本事業従事期間内のみ対象。)及び社会保険(健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当)、及び労働保険(雇用保険、労災保険)に係る事業主負担分を含む。なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。

(保険について、誤解釈のケースが見受けられる。積算等に当たっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。)

- (5) 支援される者に係る費用(旅費、日当、資格取得に係る受験料や免許登録に係る費用等)は対象外とする。

- (6) “営利目的の事業”は本事業の対象とならない。

事業費は原則として大阪府からの委託料により賄うこととし、収入を事業費の財源として見込むことはできない。

事業を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で事業費の精算に含まれない経費を支出する場合や、委託金額を超えて事業費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

1.3 財産取得について

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。

また、物品等で本事業終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

1.4 貸与物品等について

大阪府は、本事業を実施するに当たって別添2「貸与物品一覧(主なもの)」記載の物品を無償貸与する。受託者は別途、大阪府と無償貸与契約を締結するとともに、善良な管理者の注意をもって管理すること。

また、本事業を終了し、または中止した時は、当該物品等を返還すること。

1.5 書類の保存について

全ての証拠書類は本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

16 事業完了後、大阪府へ提出するもの

受託者は、事業終了後、事業実施報告書を大阪府に提出すること。(詳細は大阪府と協議する。)

17 権利義務の帰属等について

(1) 成果品の帰属等

・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。

(2) 特許権、著作権等

・委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権その他の権利は、大阪府に帰属する。

・受託者は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

18 精算について

(1) 受託者は、本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。

(2) 大阪府は、委託期間中に、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するために、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

(3) 受託者は、事業終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。

(4) 大阪府は、収支精算書と給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりもそれぞれの事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めることができることとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

(5) 本事業の占有部分にかかる電気代及び共益費は、占有部分の面積に応じて精算する。

(6) (A)(B)事業にかかる事業精算金額のうち、人件費の一部については、事業成果に応じて支払うこととし、支払額の算定については以下のとおりとする。

・(A)(B)事業にかかる事業精算金額のうち、本事業にかかる人件費相当額から、大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額を差し引いたものを「成果対象額」(※1)とする。

・本仕様書で定める目標(7(1)参照)にかかる達成数を、事業者の提案目標数で除したものを「事業達成率」(※2)とする。

・成果対象額に事業達成率を乗じたものを「成果対象支払額」(※3)とする。(ただし、成果対象額を上限とする。)

「成果対象支払額」と「成果対象支払額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求することができる。

（※1）成果対象額

【本事業にかかる人件費相当額】－【大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額】

（※2）事業達成率

【本仕様書で定める目標にかかる達成数】÷【事業者の提案目標数】

（※3）成果対象支払額

【成果対象額】×【事業達成率】

【参考：計算例】

○委託契約金額：113,247,771円（消費税及び地方消費税含む）…①

○事業精算金額（実費弁償額）：113,000,000円…②

（精算額は契約金額を上回らないものとする。）

○成果対象額（※1の計算式参照）：28,689,000円－13,417,000円

=15,272,000円（消費税及び地方消費税含む）…③

○提案目標数：14,000名…④

○達成数：12,000名…⑤

○事業達成率（⑤÷④×100）：12,000名／14,000名×100

=86%…⑥（小数第1位四捨五入）

○成果対象支払額（③×⑥）：15,272,000円×86%

=13,133,920円（円未満切捨て）≤③…⑦

○成果対象額以外の精算額（②－③）：113,000,000円－15,272,000円=97,728,000円…⑧

○支払額（⑦＋⑧）：13,133,920円＋97,728,000円=110,861,920円…⑨

(7) (C) 事業にかかる事業精算金額のうち、人件費の一部については、事業成果に応じて支払うこととし、支払額の算定については以下のとおりとする。

- ・(C) 事業にかかる事業精算金額のうち、本事業にかかる人件費相当額から、大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額を差し引いたものを「成果対象額」(※1)とする。
- ・本仕様書で定める目標(7(2)(C)参照)にかかる達成数を、事業者の提案目標数で除したものを「事業達成率」(※2)とする。
- ・成果対象額に事業達成率を乗じたものを「成果対象支払額」(※3)とする。(ただし、成果対象額を上限とする。)

「成果対象支払額」と「成果対象支払額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求することができる。

（※１）成果対象額

【本事業にかかる人件費相当額】—【大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額】

（※２）事業達成率

【本仕様書で定める目標にかかる達成数】÷【事業者の提案目標数】

（※３）成果対象支払額

【成果対象額】×【事業達成率】

【参考：計算例】

○委託契約金額：17,679,460円（消費税及び地方消費税含む）…①

○事業精算金額（実費弁償額）：17,600,000円…②

（精算額は契約金額を上回らないものとする。）

○成果対象額（※１の計算式参照）：3,740,343円－2,193,000円

=1,547,343円（消費税及び地方消費税含む）…③

○提案目標数：30社…④

○達成数：20社…⑤

○事業達成率（⑤÷④×100）：20社／30社×100＝67%…⑥（小数第１位四捨五入）

○成果対象支払額（③×⑥）：1,547,343円×67%

=1,036,719円（円未満切捨て）≤③…⑦

○成果対象額以外の精算額（②－③）：17,600,000円－1,547,343円＝16,052,657円…⑧

○支払額（⑦＋⑧）：1,036,719円＋16,052,657円＝17,089,376円…⑨

19 その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 事業開始時までには事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではない。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては「OSAKAしごとフィールド運営委託事業に係る企画提案公募要領」特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。

なお、個人情報保護の観点から受託者は『誓約書』（別添7）を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

本業務により知り得た個人情報の取扱いは、本業務に従事する作業員（事業開始時に

作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。)のみが行うこと。

受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

(7) その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。